

平成23年11月14日

厚生労働大臣政務官
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 主査
津田 弥太郎 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

平成24年4月の報酬改定にあたって（要望）

- 1 平成24年4月の障害福祉サービスの報酬改定に伴う訪問系サービスの国庫負担基準の見直しについては、大幅に改善していただきたい。

障害程度区分6の重度訪問介護利用者の国庫負担基準額400,300円/月は、1人当たり総費用額513,083円/月（平成22年4月利用分）を下回るなど、現行の基準額は十分な水準ではなく、サービス支給抑制の原因になっている。

障害者自立支援法施行令第44条、平成18年9月29日厚生労働省告示第530号関係。

- 2 障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、医療的ケアが法制化されたことを踏まえて、それを必要とする重度障害者がきちんとサービスを受けられるように、医療的ケアに対する報酬加算を創設していただきたい。特に重度訪問介護は報酬本体の単価が低いので、大幅な加算が必要である。

平成18年9月29日厚生労働省告示第523号関係。

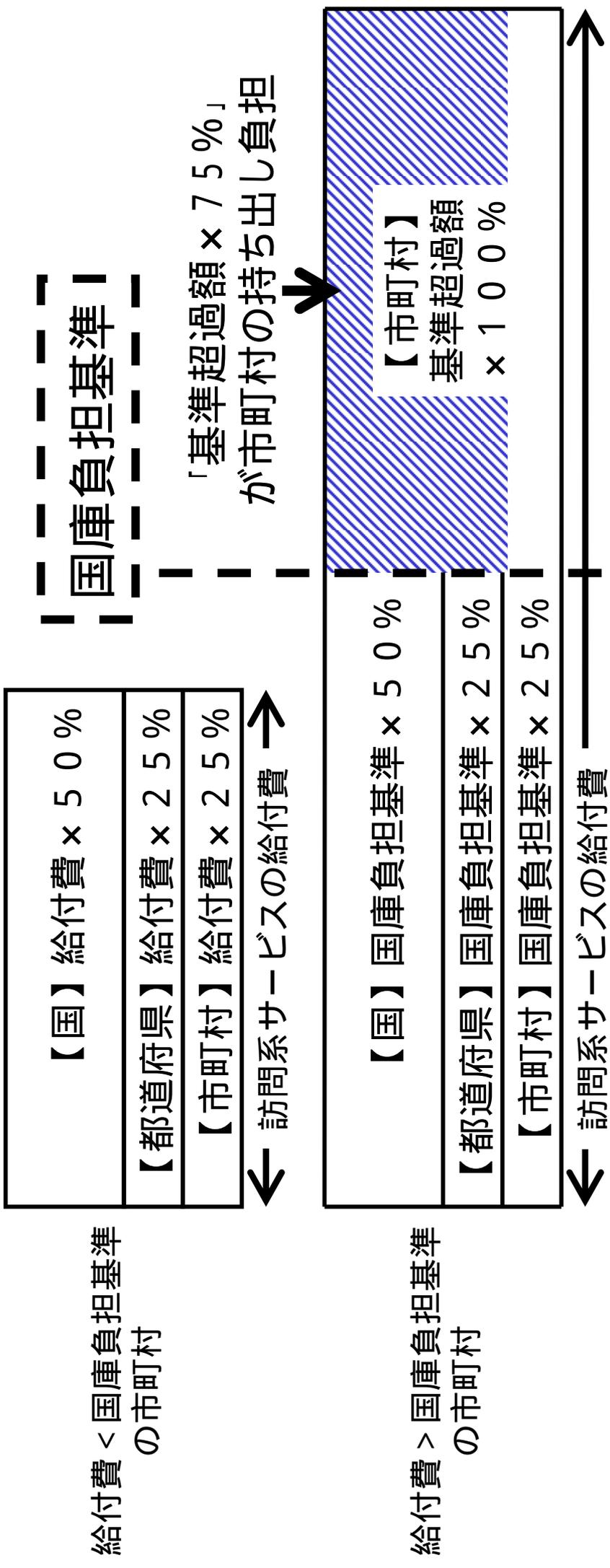
- 3 重度訪問介護の特定事業所加算のサービス提供責任者要件について、重度訪問介護で3000時間の実務経験を有するサービス提供責任者でも可とする経過措置が平成24年3月31日で終結してしまうが、この経過措置を延長していただきたい。

医療的ケアを必要とする最重度障害者に対してサービスを提供できる、高度の技能を有する常勤ヘルパーを中心とする重度訪問介護事業所が圧倒的に不足しているなかで、「支給決定を受けてもサービスが受けられない」という問題を解決するため。

平成18年9月29日厚生労働省告示第543号関係。

- 4 平成24年4月の障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、処遇改善交付金を本体報酬に織り込むことにより、介護職員に対する処遇改善の恒久化を図っていただきたい。

訪問系サービスの国庫負担基準



訪問系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）は入所施設や通所施設と同様に、国50%、都道府県25%、市町村25%で費用負担するのが原則です。

しかし、訪問系サービスだけは少し特殊で、ある一定の基準を超過すると、国と都道府県は費用負担をお付き合いしてくれません。この基準を「国庫負担基準」と呼びます。

1人あたりの国庫負担基準額/月		平成18年 厚労省告示 第530号	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	重度包括 対象者	
居宅介護	介護保険給付対象者ではない	併用なし	ホ(1)	¥75,900	¥23,700	¥30,500	¥45,000	¥84,400	¥135,000	¥194,500	¥580,400
		日中活動系サービス/ 児童デイサービス	ホ(2)	¥75,900	¥23,700	¥30,500	¥45,000	¥84,400	¥135,000	¥171,200	¥580,400
		経過の居宅介護利用型 共同生活介護 【経過措置】	ホ(3)			¥12,400	¥32,500	¥41,000	¥57,400	¥86,000	¥580,400
		共同生活介護/共同生活援助 で 通院等介助/通院等乗降介助	へ		¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥580,400
		共同生活介護 重度訪問介護対象者 【経過措置】	ト(1)					¥59,400	¥76,300	¥104,900	¥580,400
		共同生活介護 行動援護対象者 【経過措置】	ト(2)					¥47,000	¥63,900	¥92,400	¥580,400
		共同生活介護で身体介護 【経過措置】	チ					¥28,500	¥45,400	¥73,900	¥580,400
介護保険給付対象者		-		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥293,500	
重度訪問介護	介護保険給付対象者ではない	併用なし	ハ(1)				¥180,200	¥225,400	¥282,700	¥400,300	¥580,400
		日中活動系サービス	ハ(3)				¥98,200	¥126,800	¥162,100	¥222,400	¥580,400
		共同生活介護	ハ(4)(一)				¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥580,400
		共同生活介護 【経過措置】	ハ(4)(二)					¥67,700	¥86,700	¥136,300	¥580,400
		経過の居宅介護利用型 共同生活介護 【経過措置】	ハ(4)(四)				¥71,900	¥81,800	¥100,600	¥152,400	¥580,400
	介護保険給付対象者	併用なし	ハ(2)				¥123,100	¥123,100	¥123,100	¥123,100	¥293,500
		日中活動系サービス	ハ(3)				¥98,200	¥126,800	¥123,100	¥123,100	¥293,500
		共同生活介護 【経過措置】	ハ(4)(三)				¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥293,500
	経過の居宅介護利用型 共同生活介護 【経過措置】	ハ(4)(五)				¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥33,300	¥293,500	
行動援護	介護保険給付対象者ではない	併用なし	ニ(1)	¥143,100			¥112,500	¥151,900	¥201,800	¥262,100	¥580,400
		日中活動系サービス/ 児童デイサービス	ニ(3)	¥143,100			¥86,000	¥111,700	¥142,300	¥171,200	¥580,400
		共同生活介護	ニ(4)(一)				¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥580,400
		経過の居宅介護利用型 共同生活介護 【経過措置】	ニ(4)(二)				¥50,600	¥59,000	¥75,900	¥104,500	¥580,400
	介護保険給付対象者	併用なし	ニ(2)				¥67,500	¥67,500	¥67,500	¥67,500	¥293,500
		日中活動系サービス/ 児童デイサービス	ニ(3)(五)				¥67,500	¥67,500	¥67,500	¥67,500	¥293,500
		共同生活介護	ニ(4)(一)				¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥293,500
		経過の居宅介護利用型 共同生活介護 【経過措置】	ニ(4)(三)				¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥18,400	¥293,500
重度障害者等 包括支援	介護保険給付対象者ではない	イ(1)								¥800,000	
	介護保険給付対象者	イ(2)								¥317,600	
参考：介護保険の利用上限月額				¥104,000	¥165,800	¥194,800	¥267,500	¥306,000	¥358,300	¥358,300	